

記載要領等	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用） （一般措置）
-------	---

《使用目的》

租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号（第70条の7の4第12項において準用する場合を含みます。）に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与したときに限りこの明細書を提出してください。

《記載要領等》

1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、

- (1) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- (2) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- (3) 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2 「期限の到来した事由」中

- (1) 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第4項第1号又は第70条の7の2第4項第1号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- (2) 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7第4項第2号又は第70条の7の2第4項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- (3) 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第5項第2号又は第70条の7の2第5項第2号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- (4) 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第5項第3号又は第70条の7の2第5項第3号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- (5) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第5項第4号又は第70条の7の2第5項第4号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- (6) 「会社分割」とは、同法第70条の7第5項第5号又は第70条の7の2第5項第5号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。
- (7) 「組織変更」とは、同法第70条の7第5項第6号又は第70条の7の2第5項第6号（同法第70条の7の4第3項により準用する場合を含みます。）に該当した場合をいいます。

3 「事由が生じた年月日」とは、

- (1) 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。

＜納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書（一般措置） 記載要領等＞

- (2) 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- (3) 「対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
- (4) 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
- (5) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- (6) 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
- (7) 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

4 「死亡等の日」とは、

- (1) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 37 項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第 70 条の 7 第 15 項第 2 号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の 7 第 15 項第 3 号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第 1 項又は同法第 70 条の 7 の 5 第 1 項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第 70 条の 7 第 15 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
 - (2) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 43 項若しくは第 40 条の 8 の 4 第 21 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 16 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注) 経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間に死亡した場合には、「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。